

グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖（以下「GLP鳥栖」という。）に進出した企業に勤務する従業員等の利便性の向上を図るため、GLP鳥栖の業務支援エリアに設置するコンビニエンスストアの出店者を、次のとおり公募します。

平成 25 年 10 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

1 出店地の所在地、分譲面積及び分譲価格

- (1) 所在地 鳥栖市姫方町字蓮原 1617 番 2
- (2) 分譲面積 2,300.02 平方メートル
- (3) 分譲価格 31,100 円 / 平方メートル

2 応募者の資格

- (1) 公募の内容を理解し、出店に意欲があり、良質なサービスを提供できる店舗を出店することができる者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人でないこと。
- (3) 県税（県民税、事業税及び地方消費税）の未納がないこと。
- (4) 応募者又は応募団体の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 応募者、応募団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 応募者が個人の場合は、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。

### 3 出店条件

#### (1) 出店方法

分譲地を購入の上、コンビニエンスストアを出店すること。

#### (2) 営業時間

年間を通して休業なしで営業すること。

#### (3) 店舗の運営方法

店舗の運営は、コンビニエンスストア運営会社の直営又はコンビニエンスストア運営会社とのフランチャイズ契約に基づく加盟者等による運営によること。

### 4 応募受付期間

平成 25 年 11 月 8 日（金）から同年 12 月 9 日（月）まで

### 5 その他

詳細については、佐賀県農林水産商工本部企業立地課誘致基盤担当（電話 0952-25-7097）にお問い合わせください。